

1 年 保 存
秘
☑ ・ 無期限
平成23年10月24日から 平成24年10月23日まで

基 監 発1024 第 1 号
基安安発1024 第 1 号
平成23年10月24日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部 安全課長
(契 印 省 略)

建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況の把握等について

足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成21年6月から施行され、特に中小規模建設工事現場等において、新たに義務付けられた足場の中さん等の設置の一層の定着を図る観点から、監督指導等によりその徹底を図るとともに、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で示した「足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置」（以下「より安全な措置」という。）についても、個別指導等によりその普及を図っているところである。

しかしながら、平成22年の建設業における足場からの墜落による死亡者の数は48人と、前年の25人を大幅に上回っているところである。

足場からの墜落災害を更に減少させるためには、改正省令に基づく墜落防止措置の徹底に加えて、「より安全な措置」の普及を図ることが重要であり、その普及状況を踏まえて更なる普及方策を検討することとしているところである。

については、下記のとおり、改正省令に基づく墜落防止措置及び「より安全な措置」の普及状況等について把握することとしたので遺漏なきを期されたい。

記

建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票

労働局 署

□監督指導 □個別指導 □実地調査 □その他 実施年月日：平成 年 月 日

1 対象工事		□①ビル建築工事 □②木建工事 □③土木工事 □④その他（設備工事等）			
2 発注者の別		□①民間 □②国交省 □③②以外の国 □④地方公共団体 □⑤その他（特殊法人等）			
3 足場の種類		□①わく組足場 □②くさび緊結式足場による本足場 □③①及び②以外の本足場等			
4 足場の組立て時等における手すり先行工法の採用		□①手すり先送り方式 □②手すり据置方式 □③手すり先行専用方式 □④採用なし			
5 墜落防止措置の実施状況	わく組足場の場合	安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に規定する措置	□①問題なし・・・「手すりわく」を設置 □②問題なし・・・「手すりわく」以外の措置 □③「措置なし」若しくは「不十分」 □④措置不要（墜落のおそれなし）		
		部長通達で示した「より安全な措置」	□①「上さん」の設置等の「より安全な措置」を実施 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない		
	くさび緊結式足場など「わく組足場以外」の場合	安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に規定する措置	□①問題なし □②「措置なし」若しくは「不十分」 □③措置不要（墜落のおそれなし）		
		部長通達で示した「より安全な措置」	□①「幅木」の設置等の「より安全な措置」を実施 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない		
6 足場の組立て・変更後の点検の実施		点検の実施状況	点検の実施者	チェックリストの活用	調査結果の記録、保存
		□①実施している □②一部未実施 □③未実施	□①教育を受けた作業主任者等 □②職長等 □③第三者 □④その他	□①活用している □②活用していない	□①チェックリストを保存 □②他の記録を保存 □③記録・保存を行っていない
7 工事開始から現在までの「足場からの墜落・転落災害」発生状況（休業 4 日以上の死傷災害）		労働者	【通常作業時】 人（うち死亡 人）	【組立・解体等時】 人（うち死亡 人）	
		「一人親方」等労働者性のない者	【通常作業時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人（うち死亡 人）	【組立・解体等時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人（うち死亡 人）	

「建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票」記入上の留意事項

- 1 各項目の該当する 欄をチェックすること。
- 2 「複数の種類の足場を混在して設置している場合」や「複数の種類の墜落防止措置を講じている場合」など、複数の項目に該当がある場合には、該当項目のうち、「主たる項目」のみを選択すること。
- 3 一側足場のみを設置している現場については調査付票の記入は要しないが、本足場と一側足場が混在している場合には、主たる足場が一側足場であっても、調査付票を記入すること。
- 4 「4足場の組立て時等における手すり先行工法の採用」欄に掲げる手すり先行工法の各方式については、平成21年4月24日付け基発第0424001号「手すり先行工法に関するガイドライン」及び建設業労働災害防止協会ホームページ(http://www.kensaibou.or.jp/activity/pdf/20090715tesuri_senkou.pdf)に掲載されたリーフレットを参考とすること。
- 5 「5墜落防止措置の実施状況」については、「足場の外側」についての措置を記載すること。
なお、今回の調査においては、主たる墜落防止措置の実施状況を把握する観点から、「足場の外側」についての措置のみ記載することとしたが、「足場の躯体側」についても、問題が認められた場合には必要な指導等を行うこと。
- 6 「5墜落防止措置の実施状況」の「安衛則第563条第1項第3号に規定する措置」欄における「措置なし」若しくは「不十分」の「不十分」には、「手すりの高さが85cmに満たない場合」等が該当するものであること。
- 7 「5墜落防止措置の実施状況」の「安衛則第563条第1項第3号に規定する措置」欄における「措置不要（墜落のおそれなし）」には、建設物の隙間に足場を設置する等により、労働者に墜落のおそれがないような場合が該当するものであること。
- 8 「5墜落防止措置の実施状況」の「部長通達で示した「より安全な措置」」欄における「部分的に実施」とは、作業の実情に応じ、部分的に「より安全な措置」を講じている場合が該当するものであること。
- 9 「5墜落防止措置の実施状況」の「より安全な措置」については、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」の記の別添の記の2（1）①及び②に示された「上さん」や「手すり先行専用型足場」、「幅木」に限定されるものではなく、「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」などを用いることにより、これらと同等以上の墜落防止措置を講じた場合も含まれるものであること。
- 10 「6足場の組立・変更後の点検の実施」欄については、主として足場を使用して作業を行う「事業者」の中から1者のみを選択し、措置状況を確認の上記入すること（注文者としての点検の実施については確認不要）。
- 11 「6足場の組立・変更後の点検の実施」欄の「①教育を受けた作業主任者等」とは、部長通達に定める「足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者」を意味するものであること。
- 12 「6足場の組立・変更後の点検の実施」欄の「③第三者」とは、当該事業者に属する者以外の者を意味するものであり、事業者から委託を受けて足場の点検を実施する外部機関等が該当するものであること。
- 13 「6足場の組立・変更後の点検の実施」欄の「④その他」には、職長等や作業主任者以外の一般の労働者が該当するものであること。
- 14 「7工事開始から現在までの「足場からの墜落・転落災害」発生状況（休業4日以上の死傷災害）」については、調査付票を記入した時点の状況を記載すれば足りること。

